

# ○ 美幌・津別広域事務組合消防本部及び消防署等の設置に関する条例

〔昭和46年12月1日〕  
〔条例第5号〕

改正 昭和48年4月1日条例第5号 昭和49年9月30日条例第4号  
平成3年3月7日条例第16号 平成18年12月28日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めることを目的とする。

(消防本部、消防署の設置)

第2条 美幌・津別広域事務組合の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を置く。

(位置及び名称)

第3条 消防本部及び消防署の位置及び名称は、次のとおりとする。

名 称	位 置
美幌・津別広域事務組合消防本部	美幌町字栄町1丁目4番地
美 幌 消 防 署	美幌町字栄町1丁目4番地
津 別 消 防 署	津別町字新町1番地

(管轄区域)

第4条 消防署の管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管 轄
美 幌 消 防 署	美 幌 町 一 円
津 別 消 防 署	津 別 町 一 円

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月11日から適用する。

**附 則**（昭和 48 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 10 月 5 日から適用する。

**附 則**（昭和 49 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 20 日から適用する。

**附 則**（平成 3 年条例第 16 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 18 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 6 月 14 日から適用する。